

2022年5月13日

各位

会 社 名 株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル

代表者名 代表取締役社長兼COO 大澤 剛

(コード番号3652、東証グロース)

問合せ先 執行役員CFO経理部長(兼)

経営企画部長 家高 朋之

T E L 03-6454-0450

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の当社第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

## 1. 定款の一部変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定 が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりま すので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期 日経過後に削除するものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

	(下線部は変更部分)
現行定款	変更定款
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	(削 除)
会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。  2. 前項の開示を行ったときは、法務省令に定めるところにより、当会社が当該事項に係る情報を株主に対して提供したものとみなす。	
(新一設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(取締役の任期) 第21条 当会社の取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内 に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 当会社の取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内 に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員として選任された当会社 の取締役の任期は、他の在任取締役の任期 の満了すべき時までとする。	(削 除)
(新 設)	( <u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u> ) 第1条 定款第15条 (株主総会参考書類等のインタ ーネット開示とみなし提供)の削除及び定 款第14条 (電子提供措置等)の新設は、 2022年9月1日から効力を生ずるものとす る。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1

日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会を考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か 月を経過した日又は前項の株主総会の日か ら3か月を経過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。

## 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日 定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上